

性犯罪者情報の管理・公開（諸外国の制度）

向井紀子・大月晶代

目次

はじめに	2 性犯罪者情報の提供
I 米国	3 カナダ各州における取組み
1 連邦ウェットターリング法の内容	4 性犯罪者情報登録制度の問題点
2 ニュー・ジャージー州の性犯罪者登録法	IV 韓国
3 性犯罪者登録法の課題	1 身上公開制度の目的
II 英国	2 身上公開制度の概要
1 2003年性犯罪法制定の背景	3 身上公開制度に関する論点
2 2003年性犯罪法による情報管理の内容	V オーストラリア
3 2003年性犯罪法等に基づく公衆保護命令	1 性犯罪者登録法の目的
4 性犯罪者情報の提供・公開	2 性犯罪者登録制度の内容
5 性犯罪者登録の現状等	3 子どもに関わる職業への従事の禁止
III カナダ	4 性犯罪者登録制度の論点
1 性犯罪者情報の把握	おわりに

はじめに

性犯罪、特に子どもが被害者である性犯罪は各国において深刻な問題となっている。また、過去に性犯罪を行った者による再度の性犯罪⁽¹⁾が社会に不安を引き起こしている。

諸外国における性犯罪の再犯防止対策には、性犯罪者の矯正に重点を置くもの⁽²⁾、性犯罪者を地域社会の中で住民又は警察が管理するもの、

これらの併用によるものなど種々のものがある。

我が国では、性犯罪歴のある者による女兒に対する誘拐・殺害事件（2004年に奈良県において発生）を契機として、2005年6月から、政府は性犯罪の再犯防止の措置⁽³⁾を実施している。これは、13歳未満の子どもに対する暴力的性犯罪者⁽⁴⁾に係る刑務所からの出所日及び居住予定地を法務省が警察に提供し、警察庁は当該犯罪者を「再犯防止措置対象者」として登録し、

(1) 我が国における再犯率、すなわち強姦及び強制わいせつで検挙された者で同一罪種の犯罪歴がある者の率は、それぞれ8.9%、11.5%（平成15年、法務総合研究所『平成16年版 犯罪白書』2004, p.100.）

(2) 性犯罪者、暴力的犯罪者に対して治療により対処する国（オランダ、ドイツなど）もある。

(3) 「子ども対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施について」平成17年5月19日付け警察庁生活安全局長・刑事局長発各地方機関の長・各都道府県警察の長あて通知

(4) 同上。暴力的性犯罪者とは、強姦、強制わいせつ、強盗強姦、わいせつ目的誘拐をいう。

管轄する警察署が所在を確認しつつ犯罪の未然防止に努めるというものである。

この措置は、法律を整備しないうで行われるものであるが、性犯罪者の情報の取得、管理及び公開に関し法制度を整備している諸外国について、法制度を導入した経緯、法制度の内容及び問題点を明らかにすることは、性犯罪者情報の把握による再犯の防止という共通の問題に取り組む我が国にとって、参考となる点があると考えられる。

本稿においては、性犯罪者に関する情報の登録及び提供に関するアメリカ、イギリス、カナダ、韓国及びオーストラリアの法制度を概観し、その現状又は問題点を紹介することとした。

I 米 国

米国では、1990年前後に性犯罪者の再犯事件が相次ぎ、被害者の家族によって性犯罪者の情報を公開する立法を求める運動が起こされた。いくつかの州では、性犯罪者の情報を登録し公開する州法が成立した。連邦レベルでは、1994年に暴力的犯罪の抑制と法執行に関する法律⁽⁵⁾の一部であるウェッターリング法⁽⁶⁾が制定された。その後、1994年に発生した少女殺害事件⁽⁷⁾を契機に、同法が改正され、性犯罪者情報の公

開を各州に義務付けることとした。

米国では、連邦の立法管轄権の範囲は、連邦憲法に列挙された事項についてのみ及ぶが、州の立法管轄権の範囲は、州に委任されていない事項についても及ぶ⁽⁸⁾。州法の法執行⁽⁹⁾に関する事項は、州の立法権に属する⁽¹⁰⁾のであり、州の性犯罪者情報の登録に関する法律の制定は、この権限に基づくものである。連邦のウェッターリング法は、以下に述べるとおり性犯罪者の登録制度を定めるものではなく、連邦の権限の逸脱等の問題は生じない。

以下に、連邦のウェッターリング法について概要を紹介し、続いて州の性犯罪者登録法について、紹介する。

1 連邦ウェッターリング法の内容

ウェッターリング法は、年少者に対する性的犯罪又は誘拐及び暴力的な性犯罪で有罪判決を受けた者について、州の指定された法執行機関に現住所等を登録させ、登録した情報を法執行機関等及び公衆に公開することを内容とする制度を州政府が実施すべきことを規定する。すなわち、州政府が性犯罪者情報の登録・公開プログラムを実施する際のガイドラインとして当該プログラムが備えるべき最低限の要件を定めるものである。したがって、各州には登録・公開

(5) Violent Crime Control and Law Enforcement Act of 1994. Pub. L.103-322.

(6) *ibid.* TITLE XVII Subtitle A: Jacob Wetterling Crimes Against Children and Sexually Violent Offender Registration Act. 1989年、ミネソタ州に住む Jacob Wetterling (当時11歳) が弟と共に、銃を持つ男に脅され Jacob のみ連れ去られた事件を契機に制定された。Jacob は現在も発見されていない (米国司法省の web-site <<http://www.ojp.usdoj.gov/BJA/what/2a2jwaactbackground.html>> による)。

(7) 1994年7月29日、ニュー・ジャージー州に住む少女 Megan Kanka (当時7歳) が二度の犯罪歴のある小児性愛者である隣人の男に強姦され、殺害された事件。

(8) 連邦憲法第10修正「この憲法によって合衆国に委任されず、また州に対して禁止されていない権限は、それぞれの州又は人民に留保される」(樋口陽一、吉田善明編『解説 世界憲法集 第4版』三省堂, 2002, p.61. 各国憲法の訳は、オーストラリア連邦憲法を除き、同書によった。)

(9) 「法執行」とは、実力の裏づけのもとに法の違反を抑制し、秩序を維持する警察官、保安官などの作用をいう (田中英夫編『英米法辞典』東京大学出版会, 1991, p.500)。

(10) *United States v. Lopez*, 514 U.S. 549, 564 (1995) では、法執行は歴史的に州が管轄してきた事項であるとされている。

の対象となる性犯罪者の要件、公開の実施、程度等について裁量の余地がある。このため、後述のように1996年のウェッターリング法改正までに公開を実施しない州が存在していた。

本法により、1997年までに性犯罪者の登録・公開制度を実施しない州は、刑事司法機能の向上を目的とする連邦補助金⁽¹¹⁾の分配分の10%が削減されることとされた。2000年までには、米国の全50州において、性犯罪者情報を登録し公開する法律が制定された。

(1) 1994年ウェッターリング法

(a) 対象となる犯罪

登録・公開制度の対象となる犯罪は、年少者に対する犯罪及び暴力的な性犯罪 (sexually violent offense) である。これらの犯罪の未遂も登録の対象とすることができる。

年少者に対する犯罪とは、年少者の誘拐、不法監禁、年少者に対する犯罪となる性的行為等である。暴力的な性犯罪とは、加重⁽¹²⁾性的虐待 (aggravated sexual abuse) 以上の罪で州法に規定されているもの又は加重性的虐待の意図で行われる他人との身体的接触を内容とする罪である。

(b) 届出義務

登録義務の対象者は、刑務所から釈放された者、仮釈放された者、監視下の釈放又は保護観察に付された者である。

登録すべき内容は、犯罪者の氏名、身体的特徴、住所、指紋及び写真、犯罪歴、精神状態や人格障害の治療歴である。これらは最小限の要請であり、州がDNAサンプルを採取すること

もできるとされている⁽¹³⁾。

登録後、「性的暴力者⁽¹⁴⁾」(sexually violent predator) は90日ごとに、その他の犯罪者は少なくとも年に1回登録の更新をすべきこと、登録を義務づけられている者が住所を変更するときには、即座に州の法執行機関に書面で通知すべきこと、及び別の州に転居するときは新しい住所を以前の州に届け出、転入先の州が登録プログラムを持っている場合には即座にその州において登録すべきことが州の制度の最低基準とされている。

(c) 登録期間

年少者に対する犯罪又は性的暴行で有罪判決を受けた者については、刑事施設から釈放された日、仮釈放された日又は保護観察等に付された日から10年間とする。二度以上の性犯罪を行った者、加重性犯罪を行った者又は「性的暴力者」であると裁判所に判断された者については、終身にわたり登録を義務づけることとされている。

(d) 罰則

登録義務者が故意に登録又は登録変更をしなかった場合について、州は必ず刑罰を定めなければならない。

(e) 情報公開

州の登録制度において収集した情報は、原則として公開してはならない。しかし、以下の場合には、例外的に公開することができる。

① 法執行機関に対して法執行目的で公開する場合

② 政府機関による機密の身元調査が行われる場合

③ 地域住民を保護するために、被害者に関

(11) The Byrne Formula Grant Funding. Anti-Drug Abuse Act of 1988 (Pub. L. 100-690) により設置。

(12) 「加重」とは、他人に重大な身体傷害を生じさせようとする行為であり、兇器使用の場合には、重大な身体傷害の結果がなくても「加重」とされる。

(13) Department of Justice Office of the Attorney General, "I Text of Detailed Guidelines for Wetterling Act Compliance II.A." Megan's Law: Final Guidelines for the Jacob Wetterling Crimes Against Children and Sexually Violent Offender Registration Act, as Amended.

(14) 「性的暴力者」とは性犯罪で有罪の宣告を受けた者で、精神異常者や強姦を犯す人格障害がある者である。その認定は、専門家から成る委員会の勧告に基づいて裁判所が行う。

する情報を除いて、登録が義務づけられている者に関する情報を公開する場合

(2) 1996年改正後のウェッターリング法

1994年ウェッターリング法は、犯罪者の情報を地域住民保護のために公開できると規定していた（前出(1)(e)）が、公開を実施しない州もあった。そのため、1994年の少女殺害事件を契機に、連邦議会は、1996年に地域住民への情報公開を義務付ける法改正を行った。すなわち、地域住民を保護するために、被害者に関する情報の部分を除いて、登録が義務づけられている者に関する情報は公開しなければならないこととした。この改正法は、少女殺害事件の被害者の名前をとってメーガン法（Megan's Law）と称されている⁽¹⁵⁾。

2 ニュー・ジャージー州の性犯罪者登録法

米国における性犯罪者の登録制度の導入は、1990年のワシントン州を嚆矢として、2000年までには、米国全州において性犯罪者登録法が制定、施行された。

各州の性犯罪者登録法は、最低要件を定めるウェッターリング法が州の裁量の余地を広く残しているため、登録対象者の要件、公開の条件等の諸点において相違が見られる。

以下では、米国各州の中でも比較的早期に性犯罪者登録法を制定し、その後連邦憲法への適合性が争われたこともあるニュー・ジャージー州法を概観することとする。

ニュー・ジャージー州議会は、1994年に地域社会の安全を脅かすおそれのある性犯罪者の住

所等情報へのアクセスを求める公衆の要求により、性犯罪者登録法⁽¹⁶⁾を制定した。同法は、性犯罪者に関する情報の州への登録と地域社会へその情報を通知する手続について規定している。

(1) 登録対象者

性犯罪者は、その常習性等により、法施行日以前の犯罪についても登録を義務づけられることがある⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾。登録義務は、有罪宣告をする裁判所等により告知される⁽¹⁹⁾。

(a) 加重性的暴行、強姦、加重性的接触（aggravated criminal sexual contact）、性犯罪の目的による誘拐の罪（以上の未遂を含む。）につき有罪判決を受けた者、非行者の決定を受けた者及び精神異常により無罪とされた者で、行為が反復的な傾向を有し、かつ強迫観念による行為（compulsive behavior）であると裁判所が判断した者は、法施行日（1994年10月31日）前の犯罪であっても登録を義務づけられる。

(b) (a)に掲げる犯罪及び16歳以下の子どもを性的行為に巻き込む等児童の福祉を危殆に陥れるような犯罪（未遂を含む。）につき有罪判決を受けた者もしくは精神異常により無罪判決が出された者は、その判決を受けた日が法施行日かそれ以後である場合に限り登録しなければならない。また、法施行日に拘禁されている者、保護観察及び仮釈放等地域による観察に置かれている者、精神異常で無罪となって収容され又は、民事入院（civil commitment）に服している者も登録しなければならない。

(15) An Act to amend the Violent Crime Control and Law Enforcement Act of 1994 to require the release of relevant information to protect the public from sexually violent offences. Pub. L. 104-145.

(16) The New Jersey's Sexual Offender Registration Act, Pub. L. 1994 (N.J.S.A. 2C:7-1 to 11).

(17) "III. Offenders to Whom the Statute Applies." Attorney General Guidelines for Law Enforcement for the Implementation of Sex Offender Registration and Community Notification Laws, Jan. 2005 (以下「NJ Guidelines」という。), pp.6-7.

(18) N.J.S.A. 2C:7-2 b.

(19) N.J.S.A. 2C:7-3.

(c) 登録義務がある犯罪と類似の犯罪をして、連邦法、他の州の州法により、有罪判決を受けた者、非行者の決定を受けた者、又は精神異常により無罪とされた者は登録しなければならない。

(d) ニュー・ジャージー州以外で性犯罪者として登録している者で、同州に通う学生、同州の公立又は私立の教育機関で働いている者、同州で14日以上連続して働くか、同州で1年間に合計30日以上働く者は同州に登録しなければならない。

(2) 登録の方法等

ニュー・ジャージー州では、登録義務のある者が刑務所や少年院から出所する場合には、出所前に指定された登録機関に登録しなければならない。登録義務のある者で、保護観察や仮釈放等で州の監督下にある者は、監督下に置かれた日に指定された登録機関に登録しなければならない。登録義務のある者が、他州からニュー・ジャージー州に転入する場合は、転入後10日以内に州警察に登録しなければならない。登録義務のある者が、住所を変更するときは、移転の10日前までに登録している住所と新しい住所を法執行機関に知らせなければならない。反復的で強迫観念による犯罪者とされた者は90日ごとに、その他の犯罪者は1年ごとに法執行機関に住所確認をしなければならない。さらに、警察に対しても、再登録や住所変更を届け出なければならない⁽²⁰⁾。

(3) 再犯の危険の評価

登録義務のある性犯罪者は、再犯の危険の程度により、三段階に分類され、段階に応じて法

執行機関や地域社会に性犯罪者の情報が公開される⁽²¹⁾。この分類は、地方検察官(County Prosecutor)が再犯の危険の判断基準⁽²²⁾に従って行う。

(4) 情報の公開

(a) 提供される情報の内容

犯罪者に関する情報の内容は、氏名、写真、身体的特徴の記述、犯罪歴、住所、通勤・通学先の住所、車種及び車の番号により構成される。検察官が必要と認める場合、犯罪者がよく訪れる場所も含めることができる⁽²³⁾。提供する情報には被害者に関する情報を含めてはならないが、再犯の危険と関連する被害者の情報(年齢、性別など)は含めることができる。

(b) 情報提供の範囲と方法

情報提供の方法と範囲は、下表のとおり、犯罪者の再犯の危険によって決定される段階(tier)により定められている。

段階	犯罪者の定義	情報の提供の範囲	提供方法
1	暴力性がなく、重大な犯罪歴がなく、地域社会との結びつきがあり、地域に害を与える危険が比較的少ない、再犯の危険が低いと判断される者	犯罪者が居住している地域の法執行機関にのみ通知する ⁽²⁴⁾ 。	インターネット公開はされない
2	第1段階と比べて再犯の危険が中レベルであるとされた者	第1段階の通知範囲に加え、犯罪者が居住している地域の教育機関、地域社会の機関の職員に通知(地域社会の機関とは、情報の提供を求めて検事局に登録している機関、デイケア・センター、サマー・キャンプ等)。通知を受ける者の決定は裁判所の審査と手続に従って検察官が行う。	インターネット公開(ただし、裁判所が再犯の可能性が低いとした者等については対象外)

⁽²⁰⁾ NJ Guidelines IV.

⁽²¹⁾ N.J.S.A 2C:7-7, NJ Guidelines. XI, XII.

⁽²²⁾ "Registrant Risk Assessment Scale." NJ Guidelines Exhibit F.

⁽²³⁾ NJ Guidelines. XI.

⁽²⁴⁾ *ibid.* VIII.

段階	犯罪者の定義	情報の提供の範囲	提供方法
3	第2段階の者より再犯の危険が高いとされた者	第2段階の者の通知範囲に加え、登録者がいる地域の住人や会社、その地域の学校に通う子どものいる親	インターネット公開

検事局又は法執行機関は、情報を通知する前に登録者が登録した住所に所在するかどうか確認しなければならない。

地域の住人への犯罪者情報の通知は、法執行機関が直接手渡しにより行う。情報の受取りに関しては、受領者は極秘に扱うことが義務づけられる。通知は子どもや女性を世話し又は監督する役割がある者の注意を喚起するためのものであり、特に秘密の扱いとすることが義務づけられる。

住民は、制限なしにインターネット登録の記録にアクセスできるが、インターネット登録の情報を使って脅迫、嫌がらせ、情報の悪用をした場合には刑事罰が科せられる⁽²⁵⁾。

(5) 諮問委員会

インターネット公開については、司法長官に助言を行う9人の委員から構成されるインターネット登録諮問委員会が設置される⁽²⁶⁾。同委員会は少なくとも年2回会議を開き、インターネット登録の実施・運用についてレビューを行う。

3 性犯罪者登録法の課題

(1) 州法の憲法上の問題

いくつかの州法について連邦憲法への適合性が問題となった。

(a) 遡及処罰・二重処罰

多くの州では、性犯罪者登録法が施行され

る以前の性犯罪についても法が適用される。また、性犯罪者が刑事施設から釈放された後も登録が義務づけられる。これらについて連邦憲法が禁止する「遡及処罰法」(第1条第10節第1項)及び二重処罰(第5修正)に当たるとはならないかが裁判で争われた。しかし、連邦最高裁判所は、登録制度は性犯罪者に対する刑事罰ではないので、遡及処罰にも二重処罰にも当たらないとした⁽²⁷⁾。

(b) 適正手続

州法によっては聴聞(hearing)を経ないで性犯罪の登録者の情報を公開することができ、これが連邦憲法の適正手続条項(due process of law。第14修正)に違反しないかが争われた。これに対し、連邦最高裁判所は、情報公開の内容は犯罪者が現在危険であるというのではなく、過去に有罪判決を受けた事実のみであること、また性犯罪者には告発されてから有罪判決を受けるまで異議申立ての権利が認められていることを挙げて、適正手続には違反しないとした⁽²⁸⁾。

(c) 平等保護条項

州法によっては性犯罪の登録者を段階に分けて特定の段階の者のみを登録の対象としている(前述のニュー・ジャージー州)。このような段階への分類が恣意的かつ差別的であるとして、連邦憲法の平等保護条項(第14修正)に違反しないかが争われた。

連邦控訴審裁判所(第3巡回区)は、犯罪者を段階に分けることは、社会を性犯罪者から守るという立法目的に適い、段階の決定が合理的根拠(rational basis)を満たしていれば、性犯罪者の情報の通知は平等保護条項に違反しないとした⁽²⁹⁾。

⁽²⁵⁾ N.J.S.A.2C:7-14a

⁽²⁶⁾ N.J.S.A.2C:7-18

⁽²⁷⁾ Smith v. Doe, 538 U.S. 84 (2003) (遡及処罰法に当たらないとした。); Kansas v. Hendricks, 521 U.S. 346 (1997) (二重処罰に当たらないとした。)

⁽²⁸⁾ Connecticut Dept. of Public Safety v. Doe, 538 U.S. 1 (2003)

⁽²⁹⁾ Artway v. New Jersey, F. 3d 1235 (3d Cir. 1996)

(d) インターネットによる公開とプライバシー
連邦控訴審裁判所(第3巡回区)は、ニュー・
ジャージー州法による性犯罪者情報のインター
ネットによる公開は、公衆の安全の保護とい
う州の利益が性犯罪者のプライバシーを上回
るとする判決を下した⁽³⁰⁾。

(2) 連邦法による補助金を通じた登録制度の強 制等

前述のとおり、連邦憲法では、性犯罪者登録
に関する法執行に関しては、連邦は権限を有せ
ず、州の権限に属することとされ、現に各州法
において規定されている。

連邦と州の立法管轄権については問題がない
としても、連邦の補助金の支出の仕方に関して、
連邦のウェッターリング法が補助金削減と引換
えに、州に性犯罪に関する法執行制度の制定を
要求することは、州の犯罪に関する法執行権限
の裁量の余地を狭めること等の問題があるとし
る見解もある⁽³¹⁾。

性犯罪者登録法の施行によって、性犯罪の再
犯は減少したかどうかについての調査は少ない
が、加害者と被害者が何らかの知人関係にあれ

ば、メーガン法による性犯罪者情報の公開は再
犯を防止する効果が高いものの、加害者と被害
者が何らかの知人関係にない場合は効果がない
という調査報告もある⁽³²⁾。

また、登録義務のある性犯罪者が義務を履行
している率は、米国全体では約76% (2003年)
であるとの報告がある⁽³³⁾。

II 英 国

英国では、従来から警察が犯罪者の情報を把
握し管理してきたが⁽³⁴⁾、1997年3月に、性犯
罪者法(以下「1997年法」という。)を制定した⁽³⁵⁾。
これは、一定の性犯罪につき有罪宣告を受けた
者に対して、警察への住所等の届出義務を課し、
性犯罪者に関する情報を効果的に把握すること
を目的とする。1997年法の定める届出義務制度
は、2000年に改正され、さらに現在では、2003
年性犯罪法⁽³⁶⁾(以下「2003年法」という。)に引
き継がれている。2003年法は、性犯罪の内容を
規定した第1部と、性犯罪者から公衆を護るた
めに所在情報の管理等を定める第2部及び通則
的規定を置く第3部から成る。

⁽³⁰⁾ A.A. v. State of New Jersey, F. 3d 206 (3d Cir. 2003)

⁽³¹⁾ W. Paul Koenig, "Does Congress Abuse Its Spending Clause Power by Attaching Conditions on the Receipt of Federal Law Enforcement Funds to a State's Compliance with "Megan's Law"?", *Journal of Criminal Law & Criminology*, 88 (Winter 1998), pp.721-765.

⁽³²⁾ 平山真里「アメリカ合衆国のメーガン法の成立とその実際の帰結」『犯罪と非行』125号, 2000.8, p.99. 性犯罪者が自己の情報を通知されていない地域で性犯罪を行う場合には、情報の通知は犯罪抑止機能を持たないことを示す。

⁽³³⁾ "Attorney General Lockyer Expresses Disappointment about Failure of Bill Extending Megan's Law." <<http://caag.state.ca.us/newsalerts/2003/03-110.htm>> なお、ミシガン州では82% (2002年12月現在。Michigan Department of State Police, Background Information on Michigan Sex Offender Registration Act <<http://courts.michigan.gov/mji/webcast/092804/TabC.pdf#search='sex%20offender%20register%20compliance%20rate'>>) イリノイ州では90% (2004年6月現在。Office of the Illinois Attorney General Press release. June 12, 2004. <http://www.ag.state.il.us/pressroom/2004_06/20040622.html>.)

⁽³⁴⁾ "The Sexual Offences Bill [HL]: Policy Background." *RESEARCH PAER 03/61*, House of Commons [UK], July 10, 2003, p.20.

⁽³⁵⁾ Sex Offenders Act 1997, Part 1.

⁽³⁶⁾ Sexual Offences Act 2003. 2004年5月施行。本法第1部は、イングランド及びウェールズに、第2部は、第93条、第123条から129条までを除き、連合王国全域に適用される(第142条)。

以下では、まず1997年法が改正された背景・経緯について説明し、次に第2部及び他の法律による性犯罪の危害防止措置について紹介する。

1 2003年性犯罪法制定の背景

(1) サラ法制定要求

英国内務省は、自らを護ることができない子どもなどを性的な犯罪から護るためには、1997年法の届出義務制度では、なお不十分であるとの認識を有していた。同省は、1999年に性犯罪全般に関する見直しに着手し、2000年6月に、性犯罪者の情報管理に関する見直しを関係省庁、専門機関及び子どもの慈善団体と協議しつつ進める旨の声明を出した⁽³⁷⁾。

政府の取組みを一層加速させる契機となったのは、2000年7月に発生した8歳の少女サラ・ペイン (Sarah Payne) の誘拐・殺害事件後に展開された新聞社のキャンペーン活動である。同新聞社は、性犯罪者50人の名前と顔写真を紙面に掲載して、「名指して辱めよ」("Name and Shame") と称するキャンペーンを行うとともに、子どもに対する性犯罪者の居場所を子を持つ者に知らせるべきだとして1997年法の改正 (サラ法 "Sarah's Law") を政府に要求した。キャンペーンに触発された公衆が暴徒化し、性犯罪者と名指された者の家や車等を破壊するなどの事件が各地で発生した⁽³⁸⁾。

この「サラ法」の制定要求に対して、2000年8月に内務省は、犯罪者の名前・住所へのアクセスを認める予定はなく、現行の多機関公衆保護協定 (MAPPA、後述4(2)) によってのみ情報が提供されるとの立場を明らかにした⁽³⁹⁾。ま

た、同省は2002年1月にも、性犯罪者の住所を公開することは、「自警団」的な襲撃から逃れるため届出の不履行を招き、子どもを性犯罪から護るには有効ではないとする基本的な立場を表明した⁽⁴⁰⁾。

(2) 2000年の改正

2000年秋には、2000年刑事司法・裁判所業務法 (後述4(2)) により、1997年法は主として以下の諸点について、改正された。

- ① 初回の届出期限を14日以内から3日以内に短縮
- ② 初回の届出は出頭して行うこと
- ③ 警察は届出義務者の指紋を採取し写真を撮影できること
- ④ 届出は指定された警察署においてなされるべきこと
- ⑤ 警察は届出義務違反者を逮捕できること
- ⑥ 届出義務違反に対する刑罰を引き上げること (拘禁刑を6月から5年に、罰金刑を5000ポンドから無制限にそれぞれ引き上げ)

(3) 2003年性犯罪法の制定

政府は、2001年7月に1997年法の見直し案を公表し、一般国民の意見を求めた。寄せられた意見を反映して、2002年10月に内務大臣は、性犯罪者情報の管理強化の声明を出し⁽⁴¹⁾、同年11月には白書「公衆の保護」⁽⁴²⁾ を発表した。

この白書を受けて、2002年11月に性犯罪者法案が貴族院に上程され⁽⁴³⁾、両院において修正、可決され、2003年11月20日に裁可、2004年5月に施行された。これが2003年法である。

⁽³⁷⁾ *op. cit.* (34), p.28.

⁽³⁸⁾ *ibid.*

⁽³⁹⁾ "Home Office dismisses 'Sarah's Law' call to name abuses." *Guardian*, August 7, 2000.

⁽⁴⁰⁾ *op. cit.* (34), pp.27-28.

⁽⁴¹⁾ *ibid.* pp.30-31.

⁽⁴²⁾ Protecting the Public. Cm. 5668, November 2002. 性犯罪の現代的見直しと1997年法に規定された性犯罪者情報の管理に関する見直しを含む。

⁽⁴³⁾ HL Bill 128 2002-03.

この2003年法は、犯罪者に住所・居所、氏名、生年月日等を警察に届け出、更新させることによって性犯罪者の現在の情報を把握しようとするものである。以下に個別内容を見ていく。

2 2003年性犯罪法による情報管理の内容

(1) 届出義務の対象となる犯罪者(法第80条)

届出義務の対象となる者は、強姦、性的暴行等の犯罪⁽⁴⁴⁾について有罪宣告を受け、もしくは警告⁽⁴⁵⁾を受けた者又は精神障害により無罪とされた者もしくは精神上の無能力状態で行為をした者(以下「犯罪者」という。)である。これらの者は、裁判所の命令等を経ることなく届出義務に服する。

また、2003年法施行時において、1997年法の届出義務に服している者も、原則として2003年法の届出義務がある。1997年法は、その施行日より前の有罪宣告についても、施行日の時点において自由刑に服している等身体の拘束を受けている場合には、遡及的に届出義務を課していることから、1997年9月より前の犯罪についても、2003年法により遡及的に届出義務が課される場合があることになる。

(2) 犯罪者の住所等届出義務(法第82条～第91条)

犯罪者は、有罪宣告又は違反行為への警告の日から3日以内(刑務所に服役する期間、病院に拘留される期間を除く⁽⁴⁶⁾。)に地域所轄の警察に住所等を届け出なければならない。届出は犯罪者自身が出頭して行われることが必要である。届け出るべき情報は、生年月日、住所又は居所、国民保険番号、氏名(変名も含む。)であり、さらに、警察は犯罪者の指紋を採取し又は犯罪者の写真を撮影してこれらを情報に付加することができる。

届出義務の期間は、刑の重さ等に応じて2年から無期限までの期間が定められる。30月以上の自由刑の場合、終身にわたり届出義務がある。

犯罪者は、氏名、住所等の変更届出又は自由刑からの釈放後3日以内に届出をすべきこととされているほか、さらに毎年1回、届出内容を更新しなければならない。

届出事項の変更は、変更のあった日から3日以内に行われなければならない。また、住所等の変更について、犯罪者が7日以上にわたり滞在することとなる場合は、その滞在地を届け出る義務がある。

正当な事由がなく届出を怠る等の違反を行った者は、6月以下の自由刑又は法定最高額を超えない額の罰金に、また虚偽の届出をした場合には、5年以下の自由刑にそれぞれ処せられる。

3 2003年性犯罪法等に基づく公衆保護命令

性犯罪者の再犯から公衆を保護するため、2003年法及びその他の法律に基づいて、性犯罪者等に特別の義務を課する裁判所の命令が発せられることがある。

(1) 2003年性犯罪法による公衆保護命令

2003年法は、四種の公衆保護命令について規定する。これらの命令は刑事処分ではなく、民事上の命令である。また、命令に先立ち仮の命令を発することもできる。命令・仮命令は、原則として、警察の申立てにより、裁判所が発する。命令・仮命令に対しては、犯罪者は上訴をすることができる。また、命令・仮命令への違反に対しては、罰則が置かれている。

(a) 届出命令(法第97条～103条)

連合王国以外において性的犯罪(本国内で行われたとすれば2003年法別表3に該当するも

(44) Sexual Offences Act 2003. Schedule 3.

(45) 警告(caution)とは、性犯罪違反者が違反を認めて警察の警告を受けること及び1998年犯罪・秩序違反法(Crime and Disorder Act 1998)第65条による譴責・警告をいう(2003年法第133条)。

(46) Sexual Offences Act 2003. Section 83(6).

の)で有罪を宣告された者についても、本国内で同様の犯罪を行った者と同様の届出を行うよう命ずることができる。2003年法において新設された。

(b) 性犯罪予防命令（法第104条～第113条）

既存の性犯罪者命令⁽⁴⁷⁾と拘束命令⁽⁴⁸⁾の統合・改定により、性犯罪予防命令⁽⁴⁹⁾として規定されたものである。命令内容・手続は、既存の制度と同様である。命令の対象となる者は、2003年法別表3及び5に掲げる犯罪について有罪宣告又は警告を受けた者及び精神的無能力の者で、同犯罪に相当する行為をした者である。

本命令の存続期間は最低5年間とされ、既に届出義務に服し義務の期間経過後であっても、命令の存続期間中は届出義務に服する。

本命令の例として、被害者と会うことの禁止、子どもと接触するようなスポーツへの参加の禁止及び16歳以下の少女と同一住居に暮らすことの禁止が挙げられる⁽⁵⁰⁾。

(c) 外国旅行禁止命令（法第114条～第122条）

性犯罪者が外国において子どもへの性犯罪を行う危険を防止するため、16歳以下の子どもに対する性犯罪（法別表3に掲げる犯罪）について有罪又は警告を受けた者に対して旅行禁止命令が発せられる。2003年法において新設された。

(d) 性的危害危険防止命令（法第123条～第129

条）

この命令は、子どもを小児性愛者 (paedophiles) から護るため、2003年法において新たに規定されたものである⁽⁵¹⁾。命令の要件は、過去に2度以上16歳以下の子どもを巻き込んだ性的行為又は子どもの面前での性的行為等をした者（有罪宣告は要件ではなく、犯罪を構成しない行為、例えば、インターネット等により子どもにポルノ写真を送りつけることなども含まれる。）によって、子どもへの危害が生じると思料される合理的理由があることである。命令の効力は2年以上存続する。命令の内容は、不作為を命じることができるのみであり、カウンセリングの受講等を命じることができない。命令の例として、特定の子どもと直接又はインターネットを介して会うことを禁じることが挙げられている⁽⁵²⁾。

(2) その他の法律に基づく命令

2003年刑事司法法⁽⁵³⁾により、性犯罪者に対して子どもの世話、訓練、監督等を内容とする一定の職業（教師、ベビーシッター、スポーツクラブでのボランティア活動等）への従事を禁止する命令を上級裁判所（刑事法院 Crown Court, 控訴院 Court of Appeal 等）が発することができる。

これは、(1)の公衆保護命令と異なり、裁判所は原則として本命令を発しなければならない。

(47) Sexual Offender Orders (Crime and Disorder Act 1998)。公衆を犯罪者の重大な危険から守るために、一定の行為を禁止する民事上の命令で、警察の申し立てにより裁判所が発する。

(48) Restraining Orders (Sex Offenders Act 1997の2000年改正により追加された。)。Crown Court が刑の宣告時に釈放後に一定の行為を禁止する命令を発する。

(49) Sexual Offences Prevention Orders. SOPO's と呼ばれる。

(50) Sexual Offences Act 2003 Explanatory Notes Section 107: SOPO's :effect.

(51) United Kingdom Home Office, *Guidance on Part 2 of the Sexual Offences Act 2003*, 2004.3, pp.49-50.

(52) *ibid.*

(53) Criminal Justice Act 2003. 2003年11月施行（施行日が異なる条項もある）。これは、2000年刑事司法・裁判所業務法 (Criminal Justice and Courts Service Act 2000. 2001年6月施行) により導入された制度を改正するものである。

例外的に、犯罪者が子どもにとって危険でない
と明らかな場合には、本命令を発しないことが
できる。

4 性犯罪者情報の提供・公開

(1) 非公開の原則

2003年法には、警察が管理している犯罪者の
情報を一般公衆に提供する規定は置かれていな
い。子どもに関わる仕事(幼稚園、スポーツ・ク
ラブ等)の雇用主の求めに応じて採用予定者の
犯罪歴情報を警察が提供することがあるが、そ
れは犯罪の性質に由来するものであり、届出義
務制度によって認められるものではないとされ
ている⁽⁵⁴⁾。内務省(Home Office)の警察への
通達は、公衆への危険の程度が性犯罪者のプ
ライバシーの保護の必要性を上回る場合に限り、
登録された情報を提供することができるが、公
衆にはその提供を請求する権利は認められな
いとされている⁽⁵⁵⁾。

(2) 情報提供が行われる場合

性犯罪者情報を例外的に提供する制度として、
多機関公衆保護協定(Multi-Agency Public Pro
tection Arrangements, MAPPA)に基づく情報
提供がある。

MAPPAは、警察長官、地方保護観察委員
会及び刑務所行政所管大臣が責任機関として、
地元の教育機関、住宅・健康・福祉担当部署等
と密接に協力し、犯罪防止、特に子どもを犯罪
から保護するために必要な措置を採ることを内
容とする制度である。イングランド及びウェー

ルズの42地域において実施されている。参加機
関による犯罪発生危険性の評価に基づいて、
警察が、被害に会う蓋然性の高い者又はその保
護者等に対し、犯罪者の情報を知らせることが
ある。

この制度は、2000年刑事司法・裁判所業務
法⁽⁵⁶⁾第67条に規定され、2001年4月から実施
されている。また、2003年刑事司法法(第325条
から327条まで)により、民間人を協議に参加さ
せることなどの規定等が整備された。

5 性犯罪者登録の現状等

(1) 届出義務等の状況

2004年3月31現在の届出義務者は24,572人
であり、すべてMAPPA(前出4)による管理、
危険評価の対象となっている。届出義務の履行
率は、政府の推計では97%である⁽⁵⁷⁾。

(2) 性犯罪の現状と対策の動向

英国では、1997年に33,165件であった性犯罪
認知件数が2002-2003年(4月-3月)には、
48,654件に増加している(前年比17%増)⁽⁵⁸⁾。

内務省の調査によると、2002年に性犯罪者が
再び性犯罪の有罪宣告(reconviction)を受け
る率は、1998年に比べて2倍に達している。また、
性犯罪者の再犯(必ずしも法違反行為ではなく、
性的動機に基づく危険な行為)は、刑の再宣
告率の5.3倍に達するとされている⁽⁵⁹⁾。これは、
性犯罪者においては、刑を再度受けるには至ら
ないがその危険のある行為の常習化が顕著であ
ることを示している。

⁽⁵⁴⁾ *op. cit.* (34), p.20.

⁽⁵⁵⁾ *ibid.*

⁽⁵⁶⁾ *op. cit.* (53)

⁽⁵⁷⁾ "The Sexual Offences Act 2003 (Amendment) Bill." *Research Paper 05/19*, House of Commons, March 2, 2005, p.20.

⁽⁵⁸⁾ *op. cit.* (31), ; p.55. Home Office "Current Situation." <<http://www.homeoffice.gov.uk/crime/sexualoffences/index.html>>

⁽⁵⁹⁾ Roger Hood et al. "Sexual offenders-measuring reconviction, reoffending and recidivism." *Home Office Findings 183*, 2003.

なお、2005年1月に、2003年法の改正案が下院に提出された。これは、届出義務の対象である犯罪者が届け出た住所に実際に居住しているかどうかの調査のため、また、MAPPAによる危険評価（刑事司法・裁判所業務法第67条、前出4(2)参照。）に関連する情報の収集のために、住居立入調査の権限を警察に付与しようとするものである。

III カナダ

カナダは、米国と同様に連邦制を採用している⁽⁶⁰⁾が、米国とは異なり、連邦憲法上、刑事に関する立法管轄権は連邦政府に属するとされている⁽⁶¹⁾ので、刑事法に属する性犯罪者情報の登録に関する立法管轄権は、連邦に属する。

カナダでは、連邦法として、性犯罪者情報登録法⁽⁶²⁾（以下「連邦登録法」という。）が2004年12月15日に施行された。なお、各州には、連邦登録法制定前から、性犯罪者情報の把握に関する法制度が存在していた。

連邦登録法制定に至る経緯は、おおむね次のとおりである。

1993年に連邦政府の警務長官の下に置かれた組織、保健省及び司法省の各部門を横断するワーキング・グループ⁽⁶³⁾が設置され、内外の先行事例を基に、再犯の可能性が高い犯罪者に対する情報登録制度及びその効果を調査し、1998年には最終報告⁽⁶⁴⁾を発表した。

検討と並行して、1994年にはカナダ警察情報センター⁽⁶⁵⁾の一部門として、全国審査システム⁽⁶⁶⁾が導入され、子どもに関わるNPO等の

団体は、地元の警察に要請することにより、特定の犯罪者に関する情報を入手することができるようになった。また、2000年の犯罪者記録法の改正により、子どもに関わる職業に就こうとする恩赦を受けた性犯罪者の犯罪記録が一定の要件の下に公開されることとされた。

なお、1997年8月には、連邦刑法が改正され、性犯罪者に照準を合わせて、長期受刑犯を指定し、出所後の一定期間、地域社会が監視することができることとされている。

連邦登録法の目的は、一定の性犯罪につき有罪宣告を受けた者に対して、住所等の届出義務を課し、更新・蓄積された届出情報を警察の捜査に役立てることにある。また、同法は、性犯罪捜査を行う警察が、迅速に有用な情報にアクセスすべきこと、性犯罪者のプライバシー及び犯罪者の社会復帰を尊重すべきことという二つの原則に従って運用されるべきであると規定している（第2条）。以下、その概要を紹介する。

1 性犯罪者情報の把握

(1) 情報の届出義務者等

(a) 裁判所の命令による場合（連邦刑法典（以下「刑法」という。）section 490.012。sectionは以後省略する。）

強姦、性的暴行など一定の性犯罪（刑法490.11(a), (c), (d), (e)に列挙）について有罪宣告を受け、又は精神障害のため責任能力なしと判断された者に対して、検察官の申立てに基づき、裁判所が法の届出義務に服すべき命令を発する。

⁽⁶⁰⁾ 10州及び3準州が連邦を構成する。

⁽⁶¹⁾ 連邦憲法第91条(27)

⁽⁶²⁾ Sex Offender Information Registration Act 2004 c.10

⁽⁶³⁾ Federal/Provincial/Territorial Working Group on High Risk Offenders

⁽⁶⁴⁾ Report to Federal, Provincial and Territorial Ministers on Information Systems on Sex Offenders Against Children and Other Vulnerable Groups, 1998.

⁽⁶⁵⁾ Canadian Police Information Center (CPIC)

⁽⁶⁶⁾ National Screening System

ただし、裁判所は、社会を保護する必要性と届出義務により犯罪者にもたらされる不利益とが著しく均衡を失しないように考慮しなければならない(刑法490.012(4))。

(b) 州の司法長官又は準州の司法大臣の通告による場合(刑法490.019, 490.02)

これは、法施行時以前に行われた犯罪について、一定の範囲で遡及的に登録義務を課するものである。通告は、次に掲げる者に対してなされる。通告を受けた場合に、届出義務は通告を受けた日から1年後に生じる(刑法490.022)。

- ① 法施行日において一定の性犯罪(前出(1)(a)に掲げる犯罪)について刑に服している者又は精神障害により完全には拘束を解かれていない者
- ② 法施行日の前日において、オンタリオ法(後述3(1))の登録義務に服している者であって、オンタリオ法施行日(2001年4月23日)と法施行日の間に、一時的にでもオンタリオ州に居住した者又はオンタリオ州において犯罪を行った者

(2) 届出方法・内容

登録情報の届出は、主たる住所地を管轄する登録センターに本人が出頭して行わなければならない(連邦登録法第4条)。

性犯罪者が届け出るべき情報は、氏名、仮名、生年月日、性別、主たる住所及び従たる住所、仕事に従事する場所、参加する教育機関の場所、電話番号(仕事場所の番号及び携帯電話番号を含む)、身長・体重、判別可能な身体的特徴である。これらに加えて、情報の受理者(登録センターの職員)は届出者に対して、有罪宣告を受けた日時・場所又は精神障害により刑事責任なしと判断された日時・場所、届出命令を発せられた犯罪について尋ねる権限を有する。また、目、髪の色等犯罪者を識別するのに役立つ情報を記録し、犯罪者の写真を撮影することができる(連邦登録法第5条)。住所、氏名等の届出事

項に変更があった場合、また、連続して15日以上住所を離れる場合にはその旨を届け出なければならない(連邦登録法第6条)。

(3) 届出期限

(a) 裁判所の命令に基づく届出義務の場合

裁判所の命令による届出義務の場合の届出期限は、次に掲げるそれぞれの日から15日以内である。

- ① 届出命令の発せられた日(ただし、身体拘束を受けていない場合に限る。)
- ② 精神障害により刑事責任を負わない場合で釈放(又は条件付釈放)に付された日
- ③ 届出命令が発せられた犯罪につき控訴中で拘束を解かれた日
- ④ 届出命令の発せられた犯罪の刑の一部に服して釈放された日(連邦登録法第4条(2))
また、氏名又は住所を変更した場合は、変更した日から15日以内に届け出なければならない。氏名、住所の変更がなくても、前回の報告後11ヵ月から1年の間に届出をしなければならない(連邦登録法第4.1条)。

(b) 届出の通告による場合

州司法長官等の通告による届出義務(前出(1)(b))の場合の届出期限は、次に掲げるそれぞれの日から15日以内である。

- ① この届出義務が生じた時点において、身体拘束を受けていない場合は、届出義務発生の日
- ② 精神障害により刑事責任を負わない場合で完全釈放又は条件付釈放に付された日
- ③ 届出命令が発せられた犯罪につき控訴中で拘束を解かれた日
- ④ 届出命令の発せられた犯罪の刑の一部に服して釈放された日(連邦登録法第4条(3))

(4) 届出義務の存続期間

届出義務の存続期間は、犯罪に係る刑の軽重により、10年間から終身となっている。

(a) 裁判所の命令による場合(刑法490.013)

届出義務命令の原因となった性犯罪につ

いて略式起訴に付され又は当該犯罪の自由刑の刑期の上限が2年又は5年の場合は命令の日から10年間、届出義務命令の原因となった犯罪の自由刑の刑期の上限が10年又は14年の場合は命令の日から20年間、届出義務命令の原因となった犯罪が終身刑である場合は生涯にわたり存続する。かつて命令を発せられたことがある者に対する届出義務、及び通告による届出義務に服し、又は服していた者に対する届出義務は終身存続する。

(b) 通告による届出の場合（刑法490.022(3)）

届出義務命令の原因となった性犯罪について略式起訴に付され又は当該犯罪の自由刑の刑期の上限が2年又は5年の場合は、刑の宣告（精神障害のために刑事責任がないと判断された場合を含む。この項において同じ。）の日から10年間、届出義務命令の原因となった性犯罪の自由刑の刑期の上限が10年又は14年の場合は刑の宣告の日から20年間、届出義務命令の原因となった性犯罪が終身刑である場合又は指定された犯罪の複数の刑の宣告を受けた場合は終身存続する。

(5) 届出命令の終了及び通告による義務の免除・終了

性犯罪者が裁判所への申立てにより、登録命令に従うことにより生じるプライバシー及び自由への侵害の程度が性犯罪者から守られるべき市民の利益と著しく均衡を失することを立証した場合、裁判所は届出義務に対する終了命令を発しなければならない（刑法490.015, 490.016）。

同様の申立て及び立証により、通告を受けた

犯罪者は、通告に基づく届出義務を免れることができ（刑法490.023）、また終了命令を得ることができる（刑法490.026, 490.027）。

(6) 恩赦後の登録義務

犯罪者記録法⁽⁶⁷⁾に基づく恩赦（pardon）により、当該性犯罪の記録は他の犯罪記録から区別して保管されることになるが、連邦登録法は、犯罪者記録法の一部改正により、恩赦後も性犯罪者登録データベースへの登録義務は存続することとした（第23条）。なお、同様に一定の法的規制、例えば、14歳以下の者が集まる公園等への接近禁止命令など⁽⁶⁸⁾は恩赦後も存続することとされた。

(7) 義務違反と刑事罰

性犯罪者が故意に、虚偽の情報又は誤解を与える情報を届け出た場合等においては、10,000ドル以下の罰金又は6月以下（再度の違反では2年以下）の自由刑に処せられる（又は併科）（連邦登録法17条(1)）。

(8) 登録情報の維持管理

(a) 性犯罪者情報はデータベース化され、連邦警察であるRCMP⁽⁶⁹⁾が維持管理し（連邦登録法第14条）、州評議会の副総督が規則で定めた者のみが情報の収集、登録に当たることができる（同第18条）。収集・登録作業は、十分に機密が保持される手順、環境の下で行われることを要する（同第8・9条）。

(b) データベースには、氏名、住所等の届け出のあった情報、登録時に職員が取得した

⁽⁶⁷⁾ Criminal Records Act.

⁽⁶⁸⁾ Criminal Code. section 161.等

⁽⁶⁹⁾ カナダ連邦警察 Royal Canadian Mounted Police. カナダでは、州警察が置かれるオンタリオ州とケベック州、及び州警察はないが市警察があるいくつかの管轄区では、州警察又は市警察が、それぞれ刑法を執行する。州警察も市警察もない管轄区、及び準州では契約に基づいてRCMPが警察業務を行う（岸本基予子「第9章カナダにおける修復的司法」藤本哲也編著『諸外国の修復的司法』中央大学出版部、2004、p.338.）。

情報、犯罪者識別法⁽⁷⁰⁾により採取した指紋、登録義務に係る犯罪の態様、犯罪者が有罪宣告等を受けた日時・場所、当該犯罪の被害者の情報及び届出義務命令（又は通告による届出義務）の存続期間等が記録される（連邦登録法第8条）。

(c) データベース内の情報は、原則として無期限に保持される。ただし、登録義務が課されている犯罪者が、裁判所から終了命令を受けた等の場合には、情報が抹消される（連邦登録法第15条）。

(d) 登録情報の利用等が認められない場合、故意に利用等を行った者は、10,000ドル以下の罰金、又は6月以下の自由刑に処せられる（又はその併科）（連邦登録法第17条(2)）。

2 性犯罪者情報の提供

登録情報の閲覧は、原則として許されない（連邦登録法第16条）。

ただし、例外として、連邦登録法を執行するため参照が必須である者（性犯罪の調査にあたる警察職員等）に限り、閲覧が認められている。同様に、登録情報をその他の情報と照合することは、性犯罪の調査にあたる警察職員等、連邦登録法を執行するのにその行為が必須である者に厳しく限定されている。

また、登録情報の開示も、原則として禁じられているが、例外的に、法を執行するため必須である場合には認められる。例えば、登録されている性犯罪者本人⁽⁷¹⁾への開示、RCMPの長官が認めた調査・統計のための利用等である（連邦登録法第13条）。

3 カナダ各州における取組み

カナダ各州は、連邦に先行して性犯罪者情報の把握等に取り組んでいる。連邦政府は州との協議を踏まえて制度を設計したことから、各州の取組みの概要について以下に紹介する。

(1) オンタリオ州

カナダで最初に性犯罪者情報の登録法を施行したのはオンタリオ州である。

1988年、当時11歳のクリストファー・スティーブンソン（Christopher Stephenson）が、性犯罪者の再犯により殺害されたことに端を発し、1993年頃から性犯罪者情報の登録制度の検討が開始され、2001年4月23日に性犯罪者登録法⁽⁷²⁾が公布・施行された。これは、警察が、社会に戻った性犯罪者の所在を確認し監視すること、また、性犯罪が発生した場合に警察が行う捜査において重要な情報源とすることを目的とするものである。従って、一般市民による情報の閲覧は禁じられている⁽⁷³⁾。

(2) マニトバ州

1995年2月、マニトバ州は、性犯罪者情報の地域への通知に関する諮問委員会（CNAC）⁽⁷⁴⁾を設立した。CNACは、刑事司法や犯罪心理の専門家と一般市民の代表者から成る組織で、警察の諮問に応じて、個々の性犯罪者の再犯の危険性を検討し、その性犯罪者が暮らす地域に警察が警告を出すべきか否かの助言を行う。この助言には、メディアを通じて州全体に周知、特定の地域や集団に対してのみ通知、通知不要

⁽⁷⁰⁾ Identification of Criminals Act.

⁽⁷¹⁾ 登録センターの情報収集担当者は実際の登録情報を犯罪者本人に複写して提供することが義務付けられている（法第11条）。また、性犯罪者には、登録されている自身の情報が誤っている場合、訂正を要求する権利が与えられている（法第12条）。

⁽⁷²⁾ Christopher's Law (Sex Offender Registry 2000). S.O.2000, c.1

⁽⁷³⁾ 地方の警察署長が、その犯罪者が社会に危害を加える顕著な危険性があり、犯罪者の情報を公開することにより、その危険を低減できると認める場合は、市民に情報が公開される（警察業務法 The Police Service Act）。

⁽⁷⁴⁾ Community Notification Advisory Committee

等、いくつかのレベルがある。なお、CNACの助言に従うか否かの最終的な責任は警察にある。

(3) アルバータ州

アルバータ州では、同州の情報自由・プライバシー保護法⁽⁷⁵⁾に基づいて、2002年5月に、極めて再犯の危険性が高い犯罪者の情報（氏名、写真、罪名等）がインターネット上に公開された。インターネット公開の可否の決定は、警察長官又はアルバータ州 RCMP の副長官が行う。なお、犯罪者情報を提供するサイトには、その情報をいやがらせや犯罪に流用してはならないとの警告文が掲載されている。

4 性犯罪者情報登録制度の問題点

性犯罪者の情報登録制度の実効性を保障するためには、法施行以前に行われた犯罪について遡及的に性犯罪者情報を登録することが考えられる。実際、アルバータ州などいくつかの州では、必要に応じて、法施行日より以前に刑期を終了した者についても遡って登録している。

連邦政府は、遡及的な登録は犯罪者の権利と自由を奪い、二重処罰の禁止の原則⁽⁷⁶⁾に抵触する可能性があるとしていたが、州・準州との協議を受けて、見解を変え、法施行時点において刑に服している者について、遡及的な登録を

取り入れた（前出1(1)(b)）。

政府のワーキング・グループ⁽⁷⁷⁾は、登録情報を公開した場合の問題点として、犯罪者が潜行し、過剰な警備や恐怖がまん延する等の可能性を指摘した⁽⁷⁸⁾。

他方、オンタリオ州の性犯罪者登録の監督者は、市民が登録情報にアクセスできるアメリカと比べ、オンタリオ州における性犯罪者の登録義務遵守率の高さ（93%）を指摘し、その一因を、情報を市民に公開しない点に求めた⁽⁷⁹⁾。

犯罪者の処遇等の研究を行う民間団体であるジョン・ハワード協会は、性犯罪者登録制度の効果を立証した近年の研究がないことを示し、コスト・パフォーマンスや情報の正確さを含め、連邦に導入されようとしていた制度の実効性に疑問を呈した（2003年）。また、同協会は、この制度が性犯罪の防止、解決及び犯罪への市民の不安の軽減という点で効果的かどうか、3年後に評価し、見直すべき旨の要求を行った⁽⁸⁰⁾。

IV 韓国

韓国では、青少年の性保護に関する法律（2000年2月3日公布法律第6261号、同7月1日施行）（以下「性保護法」という。）により、一定の場合には、性犯罪者の氏名、住所等が公衆に公開されている⁽⁸¹⁾。これは、身上公開制度と呼

(75) Freedom of Information and Protection of Privacy Act. R.S.A.2000, c. F-25

(76) 1982年憲法第1章 権利及び自由に関するカナダ憲章第11条(h)後段「最終的に有罪とされ、当該犯罪に対し刑罰を受けた場合に、重ねてその責任を問われ又は刑罰を科されることのない権利」

(77) *op. cit.* (63)

(78) 他に、登録制度の限界として、指紋のような本人に唯一の情報を用いない限り、人違いがありうる点、有罪宣告がされなかった者の情報を登録しない限り、危険者を完全に把握することはできない点も指摘している。Parliamentary Research Branch(Canada), *Legislative Summary BILL C-16:SEX OFFENDER INFORMATION REGISTRATION ACT*, February, 2004, p.12.

(79) *ibid.*, p.22.

(80) *ibid.*

(81) 韓国に関する記述は、李璟在（成美娜訳）「韓国における性犯罪者の身上公開制度」『関西大学法学会誌』48（その1）、2003.2, pp.51-63.; 藤本哲也・姜暲來「韓国における『青少年の性保護に関する法律』—性犯罪者に対する身上公開制度の概要と若干の考察」『犯罪と非行』133号, 2002.8, pp.104-118.; 尹龍澤・姜京根『現代の韓国法』有信堂高文社, 2004, pp.120-127.によった。

ばれる。

1 身上公開制度の目的

性保護法は、青少年（19歳未満の男女をいう。）の性を買う行為、売買春を助長する行為、青少年に対する性暴力行為を行った者を厳格に処罰し、売買春、性暴力の被害者である青少年を保護及び救済し、青少年の人権を保障し、健全な成長を期する（性保護法第1条）ものである。身上公開制度は、同法第20条に規定され、青少年を対象とする売買春、性暴力行為者の氏名・住所等を社会に公開して性犯罪を予防することを目的とする。

2 身上公開制度の概要

一定の性犯罪者のうち、青少年保護委員会が身上公開審査委員会⁽⁸²⁾において公開が相当であると判断した者の氏名、年齢、職業、住所等（身上）及び犯罪の概要を、刑確定後にインターネット、官報等により公開する（性保護法第20条）。

身上公開の対象となる性犯罪は、①青少年に対する性買収行為（青少年又はその保護者等に財産上の利益を提供して青少年と性的行為を持つ行為。我国の児童買春と類似）、②青少年に対する性的強要行為（暴行、脅迫、偽計、先払い金など債務を負わせることにより性的行為を行わせる）、③性買収行為の場の提供（場所や買収行為を取り持つ行為）、④青少年を利用したわいせつ物の制作、輸出入、⑤青少年売買行為、⑥青少年に対する強姦、強制わいせつ等である。

公開事項は、氏名、年齢、生年月日、職業、

住所（市、郡、区まで）、犯罪事実の概要である。

公開手続については、身上公開審査委員会は、量刑、犯罪類型、対象青少年の年齢、犯行動機・手段・結果・罪質、犯歴、犯罪後の状況に基づいて、犯罪者及びその家族等に不当な人権侵害が生じないように配慮しつつ公開の可否を判断することとされている⁽⁸³⁾。委員会は、年2回以上「啓導文」と呼ばれる公表文を作成することによって性犯罪者の情報を公開する。

公開方法は、インターネットの場合は6月間、官報による場合は、政府、市・道の庁舎掲示板に1月間掲示する。

3 身上公開制度に関する論点

(1) 二重処罰禁止原則との関係

身上公開は、行政上の処分又は義務履行確保の手段であるとする見解と、実質的に刑事制裁の性質を有するとの見解がある。後者は、性犯罪には身上公開という制裁があるという心理的負担による犯罪の一般予防的効果、当該公開対象者による将来の犯罪を防止する特別予防効果、さらに犯罪への応報としての名誉刑⁽⁸⁴⁾としての性格を有するとする。この見解では、身上公開は二重処罰禁止の原則⁽⁸⁵⁾に抵触するのではないか、また、青少年への性犯罪のみが公開対象とされていることは衡平原則に抵触するのではないかと指摘されている⁽⁸⁶⁾。

(2) プライバシーの権利との関係

公開対象者について、憲法の保障する私生活の秘密⁽⁸⁷⁾を侵害するのではないかとの見解がある。これに対して、身上公開制度は、青少年

⁽⁸²⁾ 性保護法第27条に基づく国家機関。性犯罪被害青少年に対する保護措置を採ることができる。

⁽⁸³⁾ 性保護法第20条第3項。

⁽⁸⁴⁾ 人の名誉を剥奪することを内容とする刑罰。我が国の旧刑法第31条から第34条までは「剥奪公権」・「停止公権」を附加刑として定めていた。

⁽⁸⁵⁾ 大韓民国憲法第13条第1項「すべて国民は、行為の時の法律によって犯罪を構成しない行為については訴追されることがなく、同一の犯罪について、重ねて処罰されない。」

⁽⁸⁶⁾ 李 前掲論文 p.59.

⁽⁸⁷⁾ 同第17条「すべて国民は、私生活の秘密と自由を侵害されない。」

を対象とする性犯罪がすべての国民に関わる問題であり、また、既に有罪判決が確定し、マスコミ等により公開された犯罪者の情報であるから、国民の知る権利の対象となるという見解がある⁽⁸⁸⁾。

(3) 身上公開の効果

この制度の実効性については、公開される住所が犯罪者を特定できない程度のものであり、刑確定時の住所が公開されるにすぎず、写真も公開されない⁽⁸⁹⁾ので、同一人と特定できないとの疑問が呈されている。

また、身上公開により犯罪者の家族の苦痛、人違いによる被害等が生じており、犯罪者の社会復帰を困難にしているといわれている。この点については、急増する青少年対象の性犯罪の根絶のためにはそのような被害もやむをえないとする見解⁽⁹⁰⁾もある。

なお、再犯率に関する調査は見当たらないが、身上公開実施後も犯罪は増加しているといわれる。

V オーストラリア

オーストラリアは連邦制国家⁽⁹¹⁾であり、性犯罪者の情報の登録等に関する法律を管轄する権限は、連邦と州のいずれに属するのかが問題となる。オーストラリア連邦憲法は、連邦議会が法を制定しうる事項を列挙しているのに対して、州が法律を制定しうる事項は特に例外的に禁止（関税、物品税の賦課等）しない限りは、広

範に認めている⁽⁹²⁾。

この結果、連邦憲法上、連邦の立法権限に属するとされていないもので重要な事項（教育、刑事法、道路関係）については、第一義的に州による立法によって規律される。

現に、性犯罪者の情報登録等に関する連邦法は制定されていないが、ニュー・サウス・ウェールズ州、クイーンズランド州、ビクトリア州及び北部準州において性犯罪者情報の登録に関する法制度が整備されている⁽⁹³⁾。

クイーンズランド州（オーストラリア北西部の州）は、1989年の刑法改正によりオーストラリアで最初に性犯罪者の登録制度を導入しており、2004年には「子どもの保護（犯罪者報告）に関する法律」によって登録制度を改正している。

以下では、主としてクイーンズランド州法の概要を紹介することとし、必要に応じて他州の制度について触れることとする。

1 性犯罪者登録法の目的

クイーンズランド州法（以下「QLD法」という。）における性犯罪者登録法の目的は、子どもに対する性犯罪又は重大な犯罪を行った者に対して、釈放後の所在情報等を地域の警察に把握させることにより、再犯の防止及び犯罪の捜査・訴追を容易にすることとされている（第3条）。

また、ビクトリア州法（以下「VCT法」という。）は、性犯罪の再発生を防ぎ将来の性犯罪の捜査・訴追を容易にすることに加えて、登録対象の性犯罪者が子どもに関わる職業に従事す

⁽⁸⁸⁾ 藤本・姜 前掲書 p.116.

⁽⁸⁹⁾ 2004年7月に青少年保護委員会が発表した改正法案では、番地等の詳細な住所及び顔写真を登録させることが盛り込まれている。

⁽⁹⁰⁾ 藤本・姜 前掲書 pp.117-118.

⁽⁹¹⁾ 6州及び10準州から構成される。

⁽⁹²⁾ 萩野芳夫・畑博行・畑中和夫編『アジア憲法集』明石書店、2004、p.13.

⁽⁹³⁾ ニュー・サウス・ウェールズ州 Child Protection (Offender Registration) Act 2000, クイーンズランド州 Child Protection (Offender Reporting) Act 2004, ビクトリア州 Sex Offender Registration Act 2004, 北部準州 Child Protection (Offender Reporting and Registration) Act 2004.

るのを防止すること及び警察オンブズマン⁽⁹⁴⁾に登録情報の管理に関する監視の権限を与えることを規定する(第1条)。

2 性犯罪者登録制度の内容

(1) 登録対象者

クイーンズランド州における登録義務者は、原則として、法律施行日以降に登録対象犯罪について有罪宣告を受けた者であるが、その犯罪者が18歳未満の場合には対象から除かれることがある(QLD法第5条)。

まず、法施行日時点において自由刑に服しているか監督命令(supervision order)に服している者には、遡及的に登録義務が課される(QLD法第6条)。

また、クイーンズランド州外(オーストラリア連邦外を含む。)において、性犯罪登録制度の適用を受けた者で、その義務の存続期間がQLD法よりも長い場合には、犯罪の行われた日が法施行日より前であっても登録の対象となる(QLD法第7条)。

ニュー・サウス・ウェールズ州法(以下「NSW法」という。)、VCT法も、遡及的適用があるとしている。

(2) 登録対象犯罪

登録対象となる犯罪は、18歳未満の者に対する性犯罪又は重大な犯罪(殺人、強姦、児童ポルノの罪等)である(QLD法第9条、別表1, 2.に掲げるClass 1, 2の犯罪)。

(3) 裁判所による刑宣告時の登録命令

QLD法は、登録対象犯罪以外の犯罪であっても、裁判所は登録命令を出すことができるものとしている(QLD法第13条)。ただし、裁判所がこの命令を発することができる場合は、1人以上の子ども又は子ども一般の生命又は性的安全が危険にさらされていると十分に確信でき

る場合に限られる。

また、裁判所は、検察官の申立てがある場合にのみこの命令を発することができる。

VCT法にも同様に、裁判所が、登録対象犯罪以外の犯罪に例外的に登録命令を出せる制度が規定されている。それは、子どもに対する犯罪でも性犯罪でない場合、犯罪者が18歳未満であった場合で、地域住民の安全に当該犯罪者が危険であって、あらゆる事情を考慮した上で登録義務を課することが適当である場合に限られる(VCT法第11条)。

(4) 登録義務の通告

刑を宣告する裁判所、監督的刑(施設内における拘束を伴わない刑 supervised sentences)の監督機関又は警察が、登録対象犯罪者である者に対して、登録義務の存在と内容及びその義務を怠った場合の結果(刑罰)について、文書で通告する手続が定められている(QLD法第54条～第60条)。しかし、裁判所等がこの手続を履行しなかった場合でも、犯罪者の登録義務が減免されることはない(QLD法第61条)。

(5) 登録事項

登録義務者は、氏名(仮名・通称も含む。)、生年月日、住所又は居所、同じ所帯に住む子どもの氏名と年齢、仕事の内容、雇主の氏名、仕事場所、子どもが参加するクラブ・組織と性犯罪者との関係、保有又は運転する自動車の型・色、過去に登録義務に服した事実(州内外)、刺青等、及び登録義務の原因となった犯罪により拘束又は釈放された以後に政府の拘束を受けた場合の事情などを登録しなければならない。

また、警察への登録時に、登録者は顔写真を提出することを要するほか、警察官は、登録者の同一性について、他の情報からでは十分に信ずるに足りる情報を得ることができないときは、指紋を採取し又は写真を撮影する権限がある

⁽⁹⁴⁾ 警察オンブズマンは、Ombudsman Act 1973, 6Aにより設置された。

（QLD 法第30条・第31条）。

登録の頻度、登録すべき事由については、毎年1回の更新義務、住所等登録事項の変更（変更発生から14日以内）、州外（オーストラリア内）への14日以上の旅の届出義務（出発の7日前まで）、旅行からの帰還又は旅行の中止についての届出義務などが規定されている。

(6) 登録義務履行期限

登録は、その対象者が置かれた状況（特にいつから政府の拘束にあるか）により、次の期間内に行われなければならない（QLD 法第14条）。

- ① 法施行日以後に、政府に拘束され、拘束を解かれた義務者は、政府の拘束を解かれた日から28日以内
- ② 法施行日以前に、政府の拘束下にあり、当該拘束を解かれた義務者は、法施行日から90日以内又は拘束を解かれた日から28日以内のいずれか遅い日
- ③ 法施行日に政府の拘束を受けていない義務者は、法施行日から90日以内、又は施行日から72日以内に登録義務の通告を受けた場合には、当該通告受領後28日以内
- ④ 通告による登録義務者の場合は、登録義務命令後28日以内

(7) 登録期間

登録義務を課される期間については、犯罪の軽重及び罪数により、次の通り設定されている（QLD 法第36条）。

- ① 8年（重大さの程度において"Class 1"より軽度の犯罪である"Class 2"の一罪の犯罪者）
- ② 15年（"Class 1"の犯罪者）
- ③ 終身（"Class 1"の犯罪者が後に登録対象犯罪を行った場合等）

なお、終身の登録義務については、当該犯罪による拘束から15年以上経過したこと等の要件を満たす場合には最高裁判所に対して登録義務

停止を申立てることができる（QLD 法第41条）。

NSW 法では、8年、10年、12年、15年、終身という期間が設定されている（第14条）。VCT 法では、8年、15年、終身の期間が定められており、仮釈放期間がこれより長い場合はこれにあわせて登録機関が延長される（第34条）。

(8) 登録義務の違反

正当な理由がなく登録を怠り、また故意に虚偽の情報又は誤解を与える情報を告知した者は、150罰金単位⁽⁹⁵⁾又は2年の自由刑に処せられる（第50条・第51条）。

(9) 情報の管理・公開

警察長官（Police Commissioner）は、「子どもの保護記録」（Child Protection Register）として、性犯罪登録者の氏名、犯罪の詳細その他犯罪者に関して収集された情報を作成し維持する。

情報の提供・公開については、一般的な公開が認められないことはもちろん、その提供も厳しく制限されている。すなわち、性犯罪者の情報は、警察長官が承認した者のみが閲覧でき、また他の法律の定める場合に限り閲覧が認められる。閲覧が認められる者はその情報について秘密扱いとすることが要請され、これに反した場合、150罰金単位又は2年の自由刑に処せられる（第68条～第70条）。

3 子どもに関わる職業への従事の禁止

QLD 法、NSW 法には、子どもと関わる職業への禁止命令を裁判所が発することを可能とするような規定はない。

これに対して、VCT 法（北部準州法にも同様な規定がある。）には、登録犯罪者であることにより、子どもに関わる職業への従事禁止の効果が伴う（第67条～第70条）。

子どもに関わる職業とは、子どもの保護のための施設、幼稚園、子どもの保育施設、宗教施

⁽⁹⁵⁾ penalty unit. Penalties and Sentences Act 1992. 第5条によれば、1 penalty unit は、75豪ドル。

設等に関する仕事であり、VCT法による登録犯罪者は、これらの職業への求人応募及び従事が禁止される。また、このような職業への従事者が登録対象犯罪に該当する罪で起訴された場合は、雇用主に起訴の事実を告げなければならない。

4 性犯罪者登録制度の論点

(1) 連邦法の不存在

オーストラリアでは、刑事法及び犯罪予防に関する事項は州の権限とされていることから、連邦法によって性犯罪登録制度が定められておらず、また同制度を有する州と有しない州が存在し、各州の性犯罪登録の内容も異なっている。このことから、連邦内での性犯罪者の所在の把握に関して不十分であるとして、米国やカナダと同様に、性犯罪登録に関して連邦で統一した方法を採用すべきだとする意見もある⁽⁹⁶⁾。

(2) 遡及適用

他の国と同様に、オーストラリアの各州では、性犯罪者登録制度の施行日以前に行われた犯罪についても、登録義務が課されることがあるが、不利益な遡及についてはその要件及び程度について慎重であることが要請される。

(3) 登録情報の非公開の原則

諸外国の前例から、登録された情報を公開した場合、「自警団」的な住民の過剰反応が生ずるおそれがあることを踏まえ、オーストラリアでは、登録情報を公開しない方針⁽⁹⁷⁾をとっている。これに反対する意見はないようである。

おわりに

犯罪者の情報の公開については、地域への情

報公開によって再犯を防止しようとする米国及び韓国と、その他の国とで考え方が大きく異なる。

その相違は、性犯罪者の情報はプライバシーとして保護されるべきか、地域住民特に弱い立場の者の保護と安全に情報の提供が必要か、それは再犯防止に効果的かどうか、また情報の公開が犯罪者の社会復帰を妨げないかといった諸点のいずれを最優先事項とし、又は他の価値よりも重視するかによるものと考えられる。

性犯罪者情報の把握等の制度については、公開の問題以外にも、次のような問題点に留意が必要である。

第一は、性犯罪者を他の犯罪者から区別して不利な取扱い（例えば、移転の自由の制約、一定の職業への従事の禁止）をする合理的根拠及びその不利益取扱いの程度がこれにより保護しようとする利益（犯罪に対して弱者である子どもの安全）と均衡を失しないものであるかという点である。

第二に、犯罪情報の届出等の義務が、法制度施行日以前の犯罪についてまで遡って課される制度を持つ国が多いが、犯罪者情報の登録義務及びこれに伴う不利益を考慮するならば、遡及適用が認められる合理的な理由の検討と遡及の程度について慎重であることが求められる。

この10年の間に、性犯罪者情報の登録・公開制度を採用する国は増加しているが、制度実施後日の浅い国もあり、現時点では制度実施前後の再犯率等の調査結果が十分に得られているとはいえない。この制度が性犯罪の再犯防止に関して有する効果について判断するためには、再犯率等の正確な把握が待たれるところである。

(むかい のりこ 総務部人事課)

(おおつき あきよ 行政法務課)

⁽⁹⁶⁾ 連邦上院議員 Chris Ellison が連邦に統一的な性犯罪登録制度の確立を全州政府に呼びかけたことを報じる政府ニュース(2002年9月20日付け)。“Call for sex offenders to be tracked across Australia”, September 20, 2002. <<http://www.ag.gov.au/agd/www/justiceministerhome.nsf/Alldocs/4AF2A92DA6DF>>

⁽⁹⁷⁾ *ibid.*